26 日工会第 6 号
2026 年 1 月 13 日

輸出管理委員会
輸出管理部会委員　殿

（一社）日本工作機械工業会

輸出管理委員会　第 6 回輸出管理部会 記録

1.日　時　2025 年 12 月 23 日（月）13：00～17：00

2.形　式　対面形式及びオンライン形式

3.会　場　機械振興会館 6 階「6D-3」会議室

4.出席者（順不同、敬称略）計 22 名：うちオンライン参加 8 名

部 会 長	柴田　明仁（オ ー ク マ）	
副部会長	大友　明宏（芝 浦 機 械）	
委　　員	佐藤　忠仁（オ ー ク マ）	大橋　敏雄（ジェイテクト）
同	柴田圭太郎（ジェイテクト）	堀内　雅志（ｼﾁｽﾞﾝﾏｼﾅﾘｰ）
同	久保田晃正（スター精密）	堀井　邦弘（ツ　ガ　ミ）
同	中平　弘樹（DMG 森精機）	吉村　　司（中村留精密）
同	久良　賢二（ﾆﾃﾞｯｸﾏｼﾝﾂｰﾙ）	宮嶋敬一郎（ファナック）
同	㈹桜井　裕久（ブラザー工業）	小畑　哲朗（ホ ー コ ス）
同	山田　裕樹（牧野フライス）	七井　正三（三 井 精 機）
同	河合　泰弘（三 菱 電 機）	大西　健介（ﾔﾏｻﾞｷﾏｻﾞｯｸ）
研 究 員	松浦　和雄（日本工作機械工業会）	
事 務 局	秋山　高昌、礒嵜　裕行、下里　拓朗	

5.議　事

冒頭、柴田部会長より「第 6 回輸出管理部会に出席をいただき感謝を申し上げる。オンラインとの併催ではあるが熟議を尽くしたい。」旨の挨拶があった。

（1）「中古工作機械チェックフォーム活用状況等」に関するアンケート調査中間報告

①事務局より、資料 No.1 に基づき、「中古工作機械チェックフォーム活用状況等」に関するアンケート調査結果について中間報告として、以下要旨の説明があった。

ア．日工会輸出管理委員を対象に、全 66 社中 62 社から回答があり、規制改正後に問い合わせや相談を「受けた」とする企業が 29 社、「受けていない」とする企業が 33 社であった。

イ．相談件数は合計 131 件に上り、問い合わせ元としては、中古機取扱事業者からのものが最も多く、これに商社・代理店、ユーザからの問い合わせが続き、この 3 つが全体の大半を占めた。また、問い合わせ内容は、①機械の該非判定情報の問い合わせ、②該非判定書の作成・提供依頼が大半を占めた。

ウ．　131 件の問い合わせのうち、最後まで対応できた件数は 88 件であった。一方、対応途中で断ち切れ（頓挫）となった件数が 26 件、10 月末時点で対応中の件数が 17 件であった。

エ．日工会チェックフォームを「活用している」と回答した企業は 13 社にとどまり、「活用していない」と回答した企業は 49 社であった。活用をしていない理由としては、「確認依頼・相談がないため」が最も多かった。

オ．チェックフォームに関する問い合わせ内容は、「測定方法・記入方法に関する質問」が最も多く、次いで「制度改正上の該非判定に関する質問」、となり、実務的な内容に集中し、回答期限や有償・無償に関する相談は少数にとどまった。

カ．チェックフォームに関する問い合わせの対応は、「一部は難しかった」、「大半が難しかった」、「対応できなかったケースがある」との回答も一定数確認され、その背景は、測定時の情報が不十分であることや、測定者の知識・理解不足によるものだった。

②以上の説明を受けて、委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア．最後まで対応できた件数、途中で断ち切れとなった件数、現在対応中の件数それぞれを、設問 2 の表内に内訳として反映させることで、どの問合せ元から断ち切れとなったかを可視化できる。

イ．チェックフォームを「活用していない」と回答した企業のうち、「相談・依頼がない」、「対象となる機械がない」といった企業を除外したうえで集計することで、実際に相談があったにも関わらずチェックフォームが活用されていない企業をよりクローズアップできる。

ウ．相談が途中で断ち切れとなった案件について、その後、相談者が除外規定を不適切に利用し、非該当として輸出している可能性があることを危惧している。このため、断ち切れた理由をフォローしてはどうか。

エ．当社は問合せがなく、チェックフォームがある程度の抑止力になっているのではと感じている。

オ．未回答の 4 社には、その理由を聞いた方が良い（チェックフォームが複雑のため、案件がない為等）。

③柴田部会長より、「本アンケートはあくまで中間報告であるため、未回答企業からの回答も含めた最終的な集計結果については、次回の部会において改めて共有いただきたい。あわせて、本アンケートを今後も継続的に実施するかどうか、実施する場合には、誓約違反事象調査と併せて実施するのか、アンケート調査の目的をどこに置き、得られたデータをどのよう

に活用していくのかについて、部会で議論していきたい。」旨の発言があった。

④事務局より、「次回の提供資料は、研修会での活用を想定したパワーポイントでの資料としたい。また、途中で相談が断ち切れとなった案件について、問い合わせ先や機械のシリアルナンバー等を各社にヒアリングし、当局安保審査課へその後の対応状況を照会することができるが、そこまで実施すべきか意見を伺いたい。加えて、誓約違反調査と併せて実施する場合には、4～5 月頃の実施し、結果の共有は夏頃となる想定であるが、この進め方で問題ないかについても意見を伺いたい。」旨の発言があった。

⑤柴田部会長及び事務局からの発言を受けて、委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア. 税関や関係当局へ情報共有を行う場合には、集計から報告まであまり時間をおかず、一定の即時性・タイムリーさが必要。本アンケートを継続して実施する場合、年 1 回程度の実施になると考えられる。

イ. 今回把握した相談件数が、今後どのように推移していくのかを継続的に確認するためにも、本アンケートは定期的に実施する。実施時期は事務局の判断に任せる。

ウ. 商社や仲介業者等からどの程度の問い合わせがあったのか当局に情報共有し、併せて、それに対して実際の届出が何件であったのかという情報も共有した方がよい。なお、号機情報は、該非判定書の偽造等の懸念があるため、個別情報には踏み込まず、件数ベースでの情報共有にとどめる。

エ. 中古機に関する問い合わせは営業宛てや会社の代表電話など、さまざまな窓口に問い合わせが入るため、事前にアンケート実施の告知を行い、問い合わせを一元化できる体制を整えさせておく必要がある。

オ. ユーザからはチェックシートの記載内容が分かりづらいとの意見が出ているため、ある程度の見直しが必要。

⇒チェックフォームは、もともと CISTEC が提示している測定様式を基に転記したものであるが、用語が統一されておらず読みにくい部分があるため、記載方法を示した簡単なガイドを用意する程度でもよいのではないかと考える。

⑥以上の意見を踏まえて、本アンケートは事前アナウンスのうえ、定期的に実施していくことを確認した。

⑦柴田部会長より、「今回のアンケートにおいて『使いにくい』と回答した企業については、具体的にどの点が使いにくいのか、事務局から個別に確認いただきたい。また、本アンケートは輸出管理研修会において久良講師の講演資料としても扱う予定のため、講演に向けてどこをポイントに説

明すればよいか意見があれば、久良委員もしくは事務局宛てにご連絡いただきたい。」旨の発言があった。

（２）「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」に関する特別一般包括許可活用状況アンケート調査中間報告

①事務局より、「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」に関する特別一般包括許可活用状況アンケート調査結果について、中間報告として以下要旨の説明があった。

ア．日工会輸出管理委員を対象に、全 66 社中 62 社から回答があり、10 月末時点で「り地域」向けに今回の改正を受けて特別一般包括許可の届出を行った企業は 10 社、届出を行っていない企業は 52 社だった。

イ．仕向け先はインドが最も多く、当局からの受理までの日数は全体としては、1～10 営業日以内が大半を占めている。

ウ．当初の申請時は様式の書き方が分かりづらく、訂正が発生した等の理由により、受理まで時間を要したケースも見受けられた。

エ．特別一般包括許可の取得は「検討していない」が多数を占めており、既に特別一般包括許可を取得しているものの、今後も個別許可にて輸出を行う企業も複数あった。

オ．本アンケート結果も輸出管理研修会にて講演の題材として活用予定のため、講演資料として取り上げるべきポイントについて意見・アイデアをいただきたい。

②研修会の講師を務める大橋委員より、「今回のアンケート結果により把握した届出件数および仕向け先・受理時期の表、当局からの指摘事項などを研修会の題材として活用したい。また、Q7 において『輸出後の管理を考えると、従来通り個別許可申請の方が管理しやすいと判断した。』と回答した理由（特別一般包括許可の有効期限は 3 年なので、それごとに EUC の取り直しが必要のため等）を回答企業に確認してもらいたい。」旨の発言があった。

⇒後日、回答社に確認をしたところ、各社における『り地域』向けの輸出量はそれほど多くない。そのうえで以下の理由により従来通りの個別許可申請のみで運用している。

ア.個別許可と特別一般包括許可が中途半端に混在していると輸出後の管理が現地商社を含めて混乱する＝誤処理する＝法令違反の可能性がある。

イ.個別許可は手間がかかるが、個別に許可が発行されることで海外商社も需要者も E/L の重要性を感じやすい。（特別一般包括許可により海外現地にて輸出管理を軽視してほしくないという弊社の思いもある。）

ウ.EUC の作成や社内の取引審査の為に必要なエビデンスを集める工数や輸出後の管理を考えると E/L 担当者として個別許可申請との差

（メリット）をあまり感じない。

エ.現状大きな影響はないので、とりあえず様子を見る。

③委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア.個別許可案件で、軍事用途等に該当せず、過去に複数回の許可実績がある内容であったにも関わらず、申請から受理までに約 1 か月を要した事例があった。当局に問い合わせたところ、当該案件を担当した審査官が不慣れであったことから確認に時間を要したとの説明を受けた。また、「申請から 1 週間程度経過しても受理されない場合には、相談するように」との助言も受けた。一般的には、書類上の不備等がなければ、一週間以内に受理されるのが通常と考えられる。

イ.日工会会員企業の中で CP を取得している企業数に対して、Q1 で特別一般包括許可を利用していると回答した 10 社と、Q6 の『ウ. 既に取得済』と回答した 17 社を合わせた 27 社は少ないのではないか。」との指摘があった。

⇒後日、日工会会員企業内で CP を取得している企業を確認したところ、41 社（2025 年 11 月時点）であり、このうち 37 社が輸出管理委員会に所属している。輸出管理委員会における本調査の特別一般包括許可の利用率は約 73%（会員全体は約 66%）であることが分かった。

④本アンケートの継続実施について討議したところ、本アンケートの内容は当局側でも実務の中で把握できているため、定期的な継続調査は行わないこととした。

（３）NSG の UPR 化に向けた対応について

①事務局より、12 月 9 日、事務局と当局安保国際室で行われた、11 月の NSG 会合のヒアリング結果について、以下要旨の報告があった。

ア．NSG の 11 月会合（11 月 3 日～7 日開催）では、UPR 化に関する大きな進展は見られず、当面の合意形成は困難な見通しである。

イ．過去 10 年における会合において、「NSG における UPR 閾値を WA の値に合わせることで合意を推進したいとする勢力」と「核拡散防止の考えに基づく厳格な規制を維持したいとする勢力」の対立によって、議論が拮抗してきたところ、UPR 化の提案国から「第 3 極」とする新たな方針を提示するとの意向が示された。このことにより、現時点で直ちに採択される可能性は低いとみられる。

ウ.「第 3 極」がどのような内容か現時点では分からないが、提案国が UPR の議論をやめるということは、恐らくないと安保国際室から聞いている。

②柴田部会長より、「事務局からの説明を踏まえ、部会としてこれまでどおり UPR に変更となった場合の議論を継続していくか、もしくは具体的な

内容が示された段階で改めて議論を行うか検討したい。また、『規制内容の変遷』もそろそろ着手すべき時期に来ていると考えており、これについても意見を伺いたい。」旨の発言があった。

③委員からは共通して、「議論を中断すると、将来 UPR に変更になった際に議論がまたゼロスタートとなる恐れがあるため、優先順位を下げてでも少しずつ議論を続け、これまでの内容を維持できるようにしておくことが望ましい。」旨の意見が示された。また、『規制内容の変遷』については、「後回しにすると負担が後々大きくなるため、役割分担をしながらそろそろ進めたほうがよい。」旨の発言があった。

④以上の意見を踏まえて、NSG の UPR 化に向けた対応に関する議論は、優先順位を下げながらも継続的に実施することを確認した。

（4）その他

①事務局より、輸出管理講習会および研修会に関し、開催案内を送付したことや開催概要について説明が行われた。

②次回（第 7 回）部会を 2026 年 1 月 28 日（水）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

③次々回（第 8 回）部会を 2026 年 3 月 10 日（火）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

以上

配布資料

(1)「中古工作機械チェックフォーム活用状況等」に関するアンケート調査中間報告

(2)「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」に関する特別一般包括許可活用状況アンケート調査中間報告

(3)輸出令別表第１・２項（貨物等省令第１条第 14 号）関係の規制パラメータが一方向位置決めの繰返し性（UPR）へ改正された場合の課題共有について（ディスカッションペーパーの主なポイント）

(4)輸出令別表第１・２項（貨物等省令第１条第 14 号）関係の規制パラメータが一方向位置決めの繰返し性（UPR）へ改正された場合の課題共有について（ディスカッションペーパー）

(5)WA スイス提案に関する日工会の意見（METI 審査課殿との打ち合わせ資料）（ディスカッションペーパー別紙）